

特殊詐欺に係る犯罪収益等の剥奪等に向けた税関との連携について

令和5年1月27日

警察庁丁組二発第23号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長から警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長、各方面本部長宛て

(概要)

特殊詐欺の取締りにあたっては、特殊詐欺事件の背後にいる犯罪者グループ等の実態解明を推進するとともに、あらゆる法令を駆使した首魁等の検挙、資金の遮断・剥奪等により、その人的・資金的基盤に実質的な打撃を与える取締りを推進することが重要となることから、各都道府県警察に対し、税関と連携し、引き続き、犯罪者グループ等の資金の遮断・剥奪等に向けた取組を推進するよう指示したものである。